

今月末が期限！タンス株預入れ

制度調査部

吉井 一洋

早めの対応が必要

【要約】

2004年12月に入り、いよいよ今月末がタンス株の特定口座への預入期限となる。

特定口座には、証券会社が譲渡損益の計算や納税を代行してくれるというメリットがある。さらに、特定口座に預け入れれば、株券不発行制度への対応も容易になる。

以下では、再度、タンス株の特定口座への預入れの内容を解説する。

目次

1. タンス株とは？	1ページ
2. 特定口座のメリット	2ページ
3. 取得価額の確定が可能	2ページ
4. 取得価額をどうやって確定？	3ページ
5. 確認書類とは？	4ページ
6. 株券不発行制度への対応	5ページ
7. 一般口座からの移管は？	6ページ
8. 相続・贈与で取得した株式は？	6ページ
9. タンス株の預入れの手続き	8ページ
10. 一般口座から特定口座へ	8ページ
11. 特定口座から特定口座へ	9ページ
12. 適用延長の可能性は？	10ページ

1. タンス株とは？

「タンス株」とは
 : 投資家自身が保管している「上場株式等」
 上場株式等とは
 ・ 上場株式（JASDAQ 銘柄を含む） ・ 上場新株予約権付社債（旧転換社債など）
 ・ 上場 E T F ・ 上場 R E I T（不動産投資信託）
 ・ 外国上場株式等 等
 特定口座への預入期限 **2004年12月末**

「タンス株」（正式には「特例上場株式等」とは、個人が保有する上場株式等で、証券会社等に開設されている一般の保護預かり口座や特定口座に保管の委託がされていないものをいう。「上場株式等」とは、譲渡益に対して 10%の軽減税率を適用する上場株式等と同じものを指すが、現実



には、このうち株式が最も多いと思われる。

この「タンス株」を特定口座に預け入れることができる期限は、今月末(2004年12月末,営業日
で言えば、12月30日)である。

(注1)ただし、「上場株式等」のうち、公募株式投資信託については、特定口座での取引が可能となったのが2004年10月1日からということもあり、2005年9月30日まで特定口座への移管が認められる。

2. 特定口座のメリット

株式を売却した場合、自分で譲渡損益を計算し、確定申告するのが原則(=申告分離課税)

特定口座では・・・

- | | | |
|--|---|-----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の管理 ・譲渡損益の計算 ・税金の源泉徴収 | } | 証券会社等が代行
<i>源泉徴収は選択制</i> |
|--|---|-----------------------------|

取引情報が税務当局には行かない(源泉徴収口座)

個人が株式を売却した場合、原則としてその売却益を自分で計算し、確定申告を行う必要がある。

しかし、特定口座内の上場株式等については、特定口座を開設した証券会社等が取得価額を管理し、譲渡損益を計算する。算出した譲渡損益は、年間取引報告書に記載され、顧客に送付される。さらに、顧客が選択すれば、証券会社が譲渡益の税額を譲渡のたびに源泉徴収し、納税を代行することもできる。

源泉徴収を選択した場合、その特定口座の年間取引報告書は、税務当局に送付されない。したがって、税務当局に取引内容を把握されない。しかし、顧客が、特定口座内の譲渡損益を他の口座の取引と損益通算したり、譲渡損の繰越控除の適用を受けるために自主的に確定申告を行う場合は、確定申告書に年間取引報告書を添付して提出する必要がある。

3. 取得価額の確定が可能

タンス株・購入後、長期間保有している
 ・相続又は贈与により取得した

⇒ いくらで買ったか分からない・・・

タンス株を売却しても、譲渡損益の計算が困難・・・

譲渡損益 = 譲渡代金 - 取得価額

?

特定口座に入れれば、納税手続きが簡便に加えて、取得価額が確定できる

タンス株の場合、購入後に在庫して自分で長期間保有していたため、いつの時点でいくらで購入したかわからないケースが多い。タンス株が、例えば、親からの相続により取得したものである場合は、被相続人である親の取得価額を引き継ぐことになる。贈与により取得したものである場合も同

様である。しかし、被相続人や贈与者が購入したのはかなり昔の話で、いくらで取得したかわからない場合も結構多い。(注2)。

このように取得価額がわからない場合は、タンス株を譲渡しても譲渡損益を計算することができない。しかし、タンス株を特定口座に移管すれば、移管する際に取得価額を確定することができる。

(注2)本人や被相続人・贈与者の名義書換日が株券の裏面に記録されていれば、その名義書換日の株価によることもできるが、株価は自分で調べなければならないし、株券不発行制度が導入された後は、名義書換日はわからなくなる。2001年9月30日以前に取得した上場株式等であれば、2001年10月1日の終値の80%を取得価額として用いることができる(みなし取得費)が、この「みなし取得費」の特例の適用は2010年末が期限である。これに対し、特定口座に「みなし取得費」でタンス株を受け入れた場合は、2001年9月30日より後の取得でも、2011年以降の譲渡でも、「みなし取得費」を用いることができる。

4. 取得価額をどうやって確定？

以下の確認書類を提出

取得日及び取得価額を証する書類

取得日を証する書類

、 の提出なし みなし取得費

- ・ 2001.10.1 の終値 × 80%
- ・ 取得日は 2001.9.30
- ・ 株式移転が行われた場合は、2001.10.1 時点での旧株保有が条件

どの確認書類を提出するかは、投資家が判断

タンス株を特定口座に預け入れる際に取得価額を確定するためには、取得日と取得価額の両方が記載された証明書類か、取得日が記載された証明書類を提出する必要がある。

いずれも提出されなかった場合は、「みなし取得費」で預け入れることになる。「みなし取得費」とはその上場株式等の2001年10月1日の終値の80%に株数をかけた金額をいう。「みなし取得費」の場合、購入手数料相当額は取得価額に含めない。取得日は2001年9月30日とみなされる。

ただし、2001年10月1日より後に行われた株式移転により、従来保有していた旧株(完全子会社株式)が新株(持株会社株式)に交換され、新株が上場している場合は、旧株が2001年10月1日時点で上場しており、新株を特定口座に預け入れる顧客が2001年10月1日時点で旧株を保有していたことを確認(書面による確認は不要)できる場合に限り、新株を「みなし取得費」(注3)で預け入れることができる。これは、特定口座を用いた取得価額の付替えによる過度の節税の防止策として導入されたものである。(10ページの「12. 適用延長の可能性は？」参照)。

(注3)正確には、「みなし取得費」を株式移転比率で調整した価格

どの確認書類を提出するか、あるいは提出しないかは、顧客の判断に委ねられている。ただし、特定口座の管理を行う証券会社は、タンス株を受け入れる際の取得価額の確認書類について、その内容が正しいか否かを確認し、正しい取得日・取得価額で受け入れなければならないこととされている。したがって、確認書類に記載された取得日や取得価額が正しくないと判断された場合は、当該取得日・取得価額による受入れを、証券会社は断ることになる。ただし、その場合も「みなし取得費」での預入れは可能である。

5. 確認書類とは？

取得日・取得価額を証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・取引報告書 ・取引残高報告書 ・月次残高報告書 ・受渡計算書 ・その他取引報告書等に相当する書類（従業員持株会からの投資報告書・精算書、個別株オプション取引の権利行使等に係る取引報告書など） ・顧客勘定元帳等の写し ・発行会社又は名義書換代理人等が作成した払込みに関する取得証明書 ・売買契約書の写し（相対取引等で取得した場合） ・日記帳等（取得に要した金額、取得年月日等を記載）又はその写しで住所・氏名を記載し押印したもの
取得日を証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・株券の写し ・株券異動証明書等 ・E B債（上場株式等償還特約付社債）の償還時に交付された取得日の証明書類 2003年3月31日までに名義書換済みの場合のみ可能

タンス株を特定口座に預け入れる際に取得価額を確定するためには、取得日と取得価額の両方が記載された証明書類か、取得日が記載された証明書類を提出する必要がある。

の書類としては、購入した時の取引報告書、顧客勘定元帳の写し、売買契約書（相対取引等の場合）、日記帳などが挙げられる。いずれも取得金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名が記載されている必要がある。このうち取引報告書などは、写しでなく原本を、特定口座を管理する証券会社に提出する必要がある。（注4）。

従業員持株会からの投資報告書（6ヶ月に一度など定期的に交付される書類）・精算書（退会・一部引出し時に交付される書類）の場合は、これらの書類の作成年月日、株数（買付け累積株数や引出し株数）、取得に要した金額（簿価単価）などが記載されていれば、確認書類として認められる。

（注4）当該株式について、元本1,000万円までの非課税措置の適用を考えている場合は、取引報告書のコピーをとって保管しておく必要がある。元本1,000万円までの非課税措置とは、2001年11月30日から2002年12月31日までに上場株式等を購入または払込みにより取得し、2003年から2004年末まで保有し続け、2005年1月1日から2007年12月31日までに譲渡した場合は、の上場株式等のうち、元本1,000万円（3年間の合計）までの部分に対する譲渡益を非課税とする制度である。

証券会社等による源泉徴収付の特定口座（「源泉徴収口座」）内の上場株式等は当該非課税措置の適用を受けられない。しかし、源泉徴収の無い特定口座（「簡易申告口座」）で管理している場合は、非課税措置の適用を受けられる。したがって、非課税措置の適用対象となるタンス株を証券会社に預け入れる場合、一般口座に預け入れるか、あるいは特定口座に預け入れるにしても、2005年から2007年までの間はその特定口座を源泉徴収口座ではなく、簡易申告口座にしておく必要がある。

非課税の適用を受けるためには、譲渡した年の翌年に、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」にその株式の取得時の取引報告書等又はその写しを添付して、所轄税務署に提出する必要がある。しかし、取引報告書等の原本を特定口座移管の際に提出してしまった場合は、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」に添付することはできない。したがって非課税措置の適用を念頭に置いている場合は、予めそのコピーをとって「特定上場株式等非課税適用選択申告書」の提出に備えておく必要がある。

の書類としては、株券の写しや、発行会社又は名義書換代理人等が作成した取得日を証明する書類（信託銀行が作成する株式異動証明書など）で、払込み又は名義書換の年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載があるものがある。この場合、名義書換日を取得日とし、名義書換日の終値に基づ

く取得価額（購入手数料相当額は含まない）で特定口座に預け入れることになる。ただし、名義書換日は2003年3月31日以前でなければならない。さらに、株式異動証明書は、発行までにかかりの期間（2～3ヶ月）を要する場合もある。

の書類のうち、E B債（上場株式等償還特約付社債）の償還により取得した上場株式等の取得日の証明書類については、償還事務を取り扱った証券会社が作成した書類で、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載があるものに限る。

6. 株券不発行制度への対応

株券を廃止：上場株式は2009.6までに強制
 取引は証券会社の口座振替
 名義書換え無し 株券が紙くずに
 名義書換有り・口座無し 信託銀行預かり
 取引口座開設

タンス株の特定口座への移管
 保振（証券保管振替機構）への預託
 新しい口座振替に自動的に移行

2004年6月2日に可決・成立した、いわゆる「株券ペーパーレス化法」により、上場・公開会社に対しては、株券不発行制度が5年以内の一斉移行日（2009年6月まで）に、一斉・強制的に導入される。

これにより、上場・公開会社の株券は廃止され、上場会社や公開会社の株式の譲渡は、株券の受渡しではなく、新たに設けられる「株式振替制度」に基づいた証券会社の口座間の振替によることになる。

株券不発行制度の導入により、タンス株券を始めとして、現在、既に流通している株券は、一斉移行日において、全て無効となる。つまり、「紙切れ」となる。株主名簿の名義を自分の名義に書き換えておけば、株券が無効となった後も、株主の権利は、株主名簿に基づき信託銀行などに開設する株主のための「特別口座」で管理される。ただし、株式を売買するためには、別途、証券会社に振替口座を開設し、「特別口座」から移管する必要がある。（注5）。

（注5）一般口座で保護預かりされている株券についても、証券保管振替機構に預託されていない限り、株主の権利は「特別口座」で管理される。ただし、一斉移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までであれば、証券会社は保護預かりされている株券を顧客の承諾なしに証券保管振替機構に預託することができる。

株券を証券会社の口座を通じて証券保管振替機構に預託している場合、保管振替制度における口座の記録が、そのまま自動的に新しい株式振替制度の口座に引き継がれ、株主としての権利は維持される。特定口座にタンス株を預け入れる場合、多くの証券会社は、証券保管振替機構に預託するよう顧客に求めている。（注6）。

（注6）特定口座内の株式について株式分割などが行われた際に新株を特定口座に入れるためには、元となる株式を証券保管振替機構に預託しておく必要がある。

7. 一般口座からの移管は？

「一般口座」から「特定口座」への移管
 口座振替は既に不可 (2003 年末に期限到来) 一旦タンス株 「特定口座」

2005 年以降は、タンス株としての預入れも不可に

2005 年以降、特定口座に入れられるのは
 購入後、すぐ特定口座
 他の特定口座からの振替
 被相続人の特定口座 相続人の特定口座
 EB 債の償還、オプションの権利行使 など

2003 年 12 月末までは、一般の保護預かり口座に預けている上場株式等を特定口座に直接又は振り替えて移管することができたが、現在は認められていない。したがって、一般口座内の上場株式等を特定口座に移管する場合、一旦出庫してタンス株にしてから、特定口座に移す必要がある。

さらに、2005 年 1 月 1 日以降は、タンス株としての特定口座への預入れもできなくなる。2005 年 1 月 1 日以降は、特定口座に入れられるのは以下の場合である。

特定口座を開設している証券会社等を通じて取得した後、すぐに特定口座に入れる場合
 他の証券会社等の特定口座から移管する場合
 特定口座を開設する証券会社が行う募集により取得した場合
 相続（遺贈を含む）、贈与により同一証券会社間又は異なる証券会社間で被相続人・贈与者の特定口座から、相続人・贈与を受ける者の特定口座に移管する場合
 特定口座を開設している証券会社の一般口座に預け入れている E B 債(上場株式等償還特約付社債)の償還により上場株式等を取得した場合(保管振替制度を利用する場合に限る)
 特定口座を開設している証券会社の口座を通じて行った株券オプション取引の権利行使等により上場株式等を取得した場合(保管振替制度を利用する場合に限る)
 特定口座内の上場株式等の株式分割、株式併合で上場株式等を取得した場合(保管振替制度を利用する場合に限る)
 特定口座内の上場株式等の発行会社が合併(新株のみ交付する場合に限る)、会社分割(新株のみ交付する場合に限る)、株式交換等(譲渡益の課税繰延への適用を受けるものに限る)を行い、新株を取得した場合(保管振替制度を利用する場合に限る)
 特定口座内の上場株式等に付された新株予約権(転換社債の転換権)・新株引受権の権利行使により上場株式等を取得した場合(保管振替制度を利用する場合に限る)

即ち、2005 年以降は一般口座から特定口座への移管もできなくなる。

8. 相続・贈与で取得した株式は？

(1) 相続・贈与により取得した上場株式等

2004 年末までは

一般口座 一旦、タンス株 特定口座
 タンス株 特定口座

相続・贈与の事実を証明する書類を

提出	・被相続人等(親など)の取得価額 or ・みなし取得価額
不提出	・相続人等(子など)の取得価額 or ・みなし取得価額

2005 年以降は、いずれも不可

一般口座 一旦、タンス株 特定口座
 タンス株 特定口座

(2)相続・贈与予定の上場株式(2005年以降)

被相続人等が「特定口座」で保管していなければ、相続人等の「特定口座」への移管不可
 相続・贈与予定の上場株式等は、2004年末までに被相続人等の「特定口座」へ

(1)相続・贈与により取得した上場株式等**・2004年12月末まで**

相続(遺贈を含む)・贈与により取得した上場株式等をタンス株として自分で管理している場合、
 今月(2004年12月)末までは、特定口座に移管することができる。一般口座で保護預かりしてい
 る場合も、今月(2004年12月)末までは、一旦タンス株とした後で、特定口座に移管するこ
 ができる。

その際に、被相続人(親など)や贈与者の取得価額を、特定口座での取得価額として引き継ぐた
 めには、被相続人・贈与者の取得日・取得価額の確認書類と併せて、相続、贈与等で取得した
 ことを証明する書類(遺産分割協議書、贈与契約書、遺言書又はこれらに代わる所定の確認書
 類など)を提出する必要がある。被相続人・贈与者が取得した際の取引報告書等を取得日・
 取得価額の確認書類とする場合は、報告書に記載された取得日および取得価額で特定口座に
 受け入れる。株券の写し等を確認書類とする場合は被相続人・贈与者への名義書換日(2003
 年3月31日までに名義書換が完了している場合に限る)を取得日として特定口座に入れ
 ることができる。これらの場合、特定口座に入れる際に株式を自分の名義に書き換え済みか
 否かは問われない。取得日・取得価額の確認書類の提出が無い場合は、みなし取得費で特
 定口座に入れることになる。

相続(遺贈を含む)・贈与により取得した上場株式等でも、遺産分割協議書・贈与契約書
 などの相続・贈与で取得したことを証明する書類の提出が無く、2003年3月31日までに
 自分の名義に書き換えている場合は、名義書換日の株価に基づいて算出した取得費により、
 特定口座に預け入れることができる。

相続(遺贈を含む)・遺贈により取得した上場株式等を、相続税の申告書の提出期限から
 3年以内に譲渡した場合は、納付した相続税額のうち譲渡した上場株式等に対応する部分
 を取得価額に加算することができる。ただし、特定口座ではこのような加算は行われ
 ないので、相続税を取得価額に加算するためには確定申告を行う必要がある。この際
 には「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」を「株式等に係る譲渡
 所得等の金額の計算明細書」などと共に確定申告書に添付する必要がある。

・2005年以降

相続(遺贈を含む)・贈与により取得した上場株式等を自分で管理している場合や
 一般口座に預けている場合、2005年1月1日以後は、特定口座に移管できなくなる。

(2)相続・贈与予定の上場株式等(2005年以降)

2005年1月1日以後、相続(遺贈を含む)、贈与により取得した上場株式等を相続人・
 贈与を受けた者の特定口座に移管できるのは、被相続人(親など)・贈与者がその上
 場株式等を特定口座で保管していた場合に限られる。

即ち、被相続人(親など)・贈与者が一般口座で保管していたり、タンス株として
 自分で保管していた上場株式等は、2005年1月1日以後は、相続人や贈与を受け
 る者の特定口座に入れられなくなる。

したがって、一般口座で保有している上場株式等やタンス株について、子供への
 相続や贈与を考えている場合は、2004年12月末までに特定口座を設けて、対象
 となる上場株式等を預入れ、将来の子供の特定口座への移管に備えておく必要
 がある。

述べた内容と同じである。

ただし、「特例上場株式等保管委託依頼書」兼「特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を提出すれば、実際に株券を引き出すことなく書類上の出入庫の処理だけで、一般口座の上場株式等を特定口座に預け入れ直すことができる。

11. 特定口座から特定口座へ

「特定口座」 「タンス株」 「特定口座」

取得価額の付替えが可能

旧取得価額	新取得価額	可否
みなし取得費	実際の取得価額	
	名義書換日の終値等	
実際の取得価額 (取引報告書等)	みなし取得費	
	名義書換日の終値等	×

2003.3.31 以前に自分の名義に書き換えている場合に限る

一般口座と同じく簡便な手続きで可能

(1) みなし取得費を実際の取得価額に修正

一般口座の上場株式等だけでなく、既に特定口座に預入れている上場株式等も、今月末(2004年12月末)までは、一旦タンス株とした上で「特定口座」に再度預け直し、当初の「特定口座」での取得価額を修正することができる。

2003年12月末までは、一般口座から直接、特定口座に移管できたが、その際の取得価額には制約があった。例えば、タンス株を2001年9月30日以前に証券会社に入庫(この場合一般口座になる)し、2003年12月末までにその証券会社に特定口座を開設して移管した場合は、その特定口座では当該株式等を「みなし取得費」で受け入れることとされていた。証券会社Aで購入した後一旦出庫した上で、2001年9月30日以前に証券会社Bの一般口座に入庫した上場株式等を、2003年12月末までに証券会社Bの特定口座に移管した場合も、その特定口座では「みなし取得費」で受け入れることとされていた。あるいは、1992年12月31日までに一般口座で取得していた上場株式等を同じ証券会社に開設した特定口座に2003年12月末までに移管した場合は、証券会社によっては、実際の取得価額ではなく「みなし取得費」で受け入れていた。

いわゆるバブル期に購入した上場株式等については、実際の取得価額の方が「みなし取得費」よりも高い場合が多いと思われる。にもかかわらず、特定口座内の上場株式等の譲渡損益を「みなし取得費」に基づいて算出されたのでは、納税者にとって不利になる。

しかし、このように既に特定口座に預け入れている株式等でも、一旦引き出して、「タンス株」として特定口座に預け入れ直せば、特定口座内の取得費を「みなし取得費」から「実際の取得価額」に変更することができる。

あるいは、2003年3月31日以前に自分の名義に書き換えられている株券であれば、その名義書換日や株式異動証明書等に記載された取得日の終値に基づく取得価額に変更することができる。

いずれの場合も、対象となる特定口座内の株券を実際に引き出す必要はない。「特例上場株式等保管委託依頼書」兼「特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を提出すれば、書類上の簡便な出入庫処理により、特定口座の株券を一旦引き出し、「タンス株」として預け入れ直したのものとして取り扱われる。その際には取得日および取得価額に関する確認書類(取引報告書等)、または取得日に関する確認書類(株券の写し等)を添付して提出する必要がある。

(2)実際の取得価額をみなし取得費に修正

1993年1月1日以後に証券会社等を通じて購入し一般口座に保管していた上場株式等を、2003年12月末までに特定口座に移管していた場合、その特定口座でも実際の取得価額に基づいて譲渡損益が計算される。しかし、銘柄や取得日によっては、「みなし取得費」の方が実際の取得価額よりも高いことがある。このような場合も、一旦特定口座から引き出して、「タンス株」として特定口座に預け入れ直せば、特定口座内の取得価額を、実際の取得価額から「みなし取得費」に変更することができる。この場合も、特定口座内の上場株式等を実際には引き出さず、簡便な出入庫処理によることができる。

ただし、取引報告書等による実際の取得価額を、簡便な出入庫処理により、名義書換日や株式異動証明書等に記載された取得日の終値に基づく取得価額に変更して預け入れ直すことは認められていない。

(3)過度の節税行為は不可

(1)、(2)の取扱いを過度の節税目的で用いた場合は、証券会社が受入れを拒絶したり、税務当局から修正を求められる可能性がある。

12. 適用延長の可能性は？

証券界・金融庁は適用延長を要望

しかし、税務当局は難色

本来は、特定口座の普及

しかし、恣意的な取得価額の付替え

公募株式投資信託の特定口座への移管

2005年9月末まで

2005年1月1日以降は、タンス株を特定口座に預け入れることはできない。現在、証券界と金融庁は、タンス株の特定口座への移管の期限を延長し、2005年1月1日以降もタンス株の特定口座への預入れを認めるよう要望している。

しかし、税務当局は、取得価額の付け替えによる節税に濫用されたとの考えから、タンス株の特定口座への預入期限延長に対して厳しい姿勢を示している模様である。実際、タンス株の特定口座への移管を用いた極端な節税策として、例えば以下のような取引が行われた。

上場廃止がほぼ確実であった株式を、監理ポストにある間に低価格(例えば1株4円)で購入する。当該株式を、タンス株として、実際の購入価額よりも大幅に高い「みなし取得費」(例えば1株3,900円)で、特定口座に預け入れる。

その後、市場で売却して多額の譲渡損を捻出する。(例えば売却価額が1株5円としても、1株3,895円の譲渡損となる。)

当該譲渡損は確定申告により、他の株式等の譲渡益と通算し、残りは翌年以降3年間に繰越控除する。

このような節税策に用いられた株式の発行会社のうち1社は株式移転で設立された持株会社であり2001年10月1日より後に設立された。そこで、国税庁は、このような場合は、株式移転で子会社になった旧上場会社の株式を2001年10月1日時点で保有していたことが確認(書面による確認は不要)できる場合に限り、旧上場会社の2001年10月1日の終値に基づいて算定したみなし取得費を用いることができるよう取扱いを改めた。

国税庁は、上記の取扱いを日本証券業協会に通知する際に、さらに、以下を付言している。

「タンス株制度の趣旨は、投資家による恣意的な取得価額の付替えを認めるために設けられたものではなく、従来特定口座制度への受入れができなかった上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすることにより、特定口座制度の迅速な定着と投資家の利便に視するという観点から設けられたものである旨を改めてご認識いただきたい」。

証券界では、タンス株の「みなし取得費」による特定口座への預入れはとりやめ、取引報告書などで取得日および取得価額がわかるものや、株券の写しなどで取得日がわかるものに限定することでタンス株の特定口座への預入れを引き続き認めるよう要望している。しかし、これが実際に認められるかどうかはわからない。したがって、タンス株の特定口座への預入れが2005年1月1日以後は認められなくなること（あるいは、認められるとしても「みなし取得費」は使えなくなるなど厳しい制度になること）を前提に、対応を考える必要がある。

(注8) タンス株の特定口座への預入れは税法（租税特別措置法）ではなく、税法の政令（租税特別措置法施行令の附則）によって定められている。預入れを継続するためには、政令の改正が必要となる。政令の改正には閣議決定が必要である。仮にタンス株の特定口座への預入れ継続が閣議で認められたとしても、2005年1月1日からの施行に間に合わなければ、2005年1月1日からタンス株の特定口座への預入れが再度可能となる時まで、タンス株を移管できない空白期間が生じることになる。

「上場株式等」のうち、公募株式投資信託については、特定口座での取引が可能となったのが2004年10月1日からということもあり、2005年9月30日まで特定口座への移管が認められている。